

呉高生の「心得」

■ 生活について

- (1) 健康管理に留意し、規則正しい生活を送る習慣を身につける。
- (2) 社会の一員として、社会規範を遵守し、集団生活を送る上で必要なマナー・エチケットを守り、礼儀正しく、節度と品位のある態度や行動がとれるよう努める。
- (3) 高校生活の目標を設定し、具体的な実施計画を立て、自己の向上に努める。
- (4) 進んで家の手伝いをするとともに、家族と話し合う機会を多くもち、家庭が安らぎの場となるよう心掛ける。
- (5) 読書習慣を身につけ、広い視野と豊かな心を育てる。
- (6) 法に触れる行為は絶対にしない。暴力行為・万引き・窃盗・飲酒・喫煙、スマートフォンやパソコンによる違法行為(有害サイトへのアクセス、インターネット掲示板への違法な書き込み等)は絶対にしない。
- (7) アルバイトは原則として認めない。家庭の事情でやむを得ない場合のみ、協議の上、許可することがある。

■ 携帯・ネットモラルについて

- (1) 携帯電話・スマートフォンの校地内での使用を禁止する。校地内では電源を切り、各自の責任で管理すること。
- (2) インターネットを使用する場合は、「掲示板」「チャット」「出会い系サイト」「チェーンメール」「フィッシング詐欺」「SNS」等の危険性を十分注意し、犯罪の被害者・加害者にならないように責任と自覚を持って行動すること。
- (3) 「SNS」や「掲示板」への誹謗中傷の書き込み、ネット上への個人情報の掲載、許可のない撮影、画像の流布等は、いずれも違法行為であるだけでなく、被害者となった人の人格を著しく傷つけることがあるので、絶対にしないこと。
- (4) ネットの向こう側には誰がいるかわからない。いったん配信された情報は、仮に削除したとしても絶対に消すことはできず、いつまでも漂い続ける。ネットでの情報コントロールは誰にもできないことをしっかり自覚すること。

■ 外出について

- (1) 社会のルール・マナーを守り、他人に迷惑を掛ける行動はしない。
- (2) 外出の際は、服装を端正にし、呉羽高校生としての自覚を持って行動する。
- (3) 行き先・目的・同行者・帰宅時間を家族に告げて外出する。
- (4) 夜間外出は避ける。やむを得ない場合でも午後 9 時までには帰宅する。
- (5) 居酒屋・パチンコ店、またはこれに類する遊技場への出入りはしない。

■ 交通安全について

- (1) 交通規則を守り、危険予知の能力を働かせ、事故防止に努める。
- (2) 「5 分早めの出発」を心掛け、時間に余裕を持って行動する。

- (3) 公共交通機関を利用する場合、乗車マナーを守り、他の乗客に迷惑をかけない。
- (4) 自転車は標準型のものを用い、自転車通学許可願を提出して本校所定のステッカーを貼る。なお、事前に自転車保険に加入し、乗車時はヘルメットを着用することが望ましい。
- (5) 他人の自動車やバイクなどに安易に同乗しない。
- (6) バイク・自動車などの無免許運転や運転免許取得は、絶対にしてはならない。

■ 交友について

- (1) 互いの向上を目指し、啓発し合う良き友であるよう努める。
- (2) 異性間の交友は、他人から誤解を受けることのない明るく節度あるものでなければならない。
- (3) 友人や先輩宅での外泊は禁止する。

■ 諸届について

- (1) 諸届の用紙は職員室にあるので、必要に応じて申し出ること。
- (2) 宿泊を伴う旅行は、その計画を(国内旅行は 10 日前まで、海外旅行は 30 日前まで)所定の「旅行願」、「学割交付願」、「海外研修旅行願」等に記入・提出し、許可を受ける。
- (3) 校外諸団体の活動に参加する場合は「校外行事参加願」を提出し、許可を受ける。
- (4) 「盗難・紛失・被害届」、「交通事故届」は被害にあったら直ぐに、担任を通じて届け出る。

■ 服装・所持品について

- (1) 服装は常に清潔・端正を旨とし流行を追うことなく、また、華美にならないように心がける。
- (2) 制服については以下のとおりとする。
 - ・本校制定の制服を着用する。4 月・11 月～3 月は「冬服着用期間」とする。また、5 月～10 月は「選着着用期間」とし、各自の体調や気温にあわせて冬服・合服・夏服を着用するものとする。
 - ・冬服着用時と合服ベスト着用時はネクタイをしめる。
 - ・紛失防止のため、制服には記名する。
 - ・制服の加工・変形はしない。スカート丈は膝が隠れる長さとする。
- (3) 靴下は白・黒・紺の無地のソックス(ワンポイント可)とする。肌色のストッキング、または、黒無地タイツを着用してもよい(始業式・終業式も同様)。式典・行事(入学式・卒業式・創校記念式典)には白無地のソックス(ワンポイント可)を着用する。
- (4) 外履は高校生にふさわしい色・型の靴を用いる。内履は学校指定のシューズとする。
- (5) 防寒具は、華美な色や柄物は避け、高校生としてふさわしいものとする。カーディガンは着用しない。
- (6) 頭髪は常に清潔を保つよう心がけ、パーマ・カール・染髪・脱色等の特別な加工をしてはならない。リボン・髪飾り等の使用は禁止する。
- (7) 傘は華美でないものを用いる。
- (8) 鞆は、学生鞆・スポーツバック・リュック等とし、通学用としてふさわしくないものは使用しない。
- (9) 防寒のためのセーターは、本校指定のものとし、制服上着の下に着用する。
- (10) 膝掛けの使用許可期間は 11 月から 3 月まで、教室内のみでの使用とする。色や柄は、華美でないものとする。
- (11) 異装する必要がある場合は、「異装願」を担任を通じて生徒指導部に提出し、許可を受ける。